

(定義) 第3条(11) 公園等

- 1、 都市公園法第2条第1項の都市公園（公園に限る）の公園一覧
…別添のとおり
- 2、 その他の規則に定める公共的空間を有する施設
 - (1) 東初石1号緑地（ちびっこ公園）
 - (2) 東初石2号緑地（わんぱく公園）
 - (3) 東初石3号緑地（ふれあい公園）
 - (4) 東初石4号緑地（いきいき公園）
 - (5) におどり公園
 - (6) 駒木児童遊園
 - (7) 東谷子どもの遊び場
 - (8) 西初石5丁目子どもの遊び場
 - (9) 泉子どもの遊び場
 - (10) 前ヶ崎子どもの遊び場
 - (11) 八木南子どもの遊び場
 - (12) 長崎子どもの遊び場
 - (13) 東深井子どもの遊び場
 - (14) こうのす台子どもの遊び場
 - (15) 駒木第2子どもの遊び場
 - (16) 野々下さつき子どもの遊び場
 - (17) 前ヶ崎みどり子どもの遊び場
 - (18) ホームタウン初石、若葉台子どもの遊び場
 - (19) 向小金3丁目子どもの遊び場
 - (20) 西初石ふれあいの森
 - (21) 野々下ふれあいの森
 - (22) 芝崎小鳥の森
 - (23) 東深井散策の森
 - (24) 松ヶ丘2号散策の森
 - (25) 愛宕ふれあいの森
 - (26) 駒木ふるさとの森
 - (27) 西初石小鳥の森
 - (28) 西深井散策の森
 - (29) 長崎ふれあいの森
 - (30) 運河散策の森
 - (31) 中野久木散策の森

- (32) 三輪野山散策の森
- (33) 長崎散策の森
- (34) 松ヶ丘3号散策の森
- (35) 向小金ふるさとの森
- (36) 長崎いこいの森

(定義) 第3条(4) 分煙の規則の概要

【喫煙可能区域と禁煙区域の分割の方法】

- (1) 公共的空間のうち出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他利用者が共同して利用する区域は、その全部を喫煙禁止区域とする。
- (2) 利用者が共同して利用する区域以外の公共的空間を喫煙可能区域と禁煙区域に分割すること。
- (3) 一つの公共的施設の複数の区画された公共的空間において同じサービスを提供している場合の分割は、それらの区域を一つとして分煙を行うものとする。
(例) 複数階建ての飲食店の場合、フロア分煙も認める。
- (4) 一つの公共的施設の公共的空間において複数のサービスを提供している場合の分割は、それぞれのサービスを提供している場所ごとに、これを行うものとする。
(例) 宴会場、結婚式場、衣装室、美容室や写真室といった複数のサービスを提供しているホテル等
- (5) (1) から(4)にかかわらず、喫煙所を設置し、喫煙所以外は禁煙とすることができる。

【喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置】

- (1) 喫煙可能区域又は喫煙所と喫煙禁止区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等(壁、パーテーション、障子、襖等)を設けること。
- (2) 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、開口部において喫煙禁止区域から喫煙可能区域または喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせること。
- (3) 喫煙可能区域又は喫煙所に、当該喫煙可能区域又は喫煙所において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備(換気扇等)を設けること。